

家電 公取協 ニュース

Home Electric Appliances Fair Trade Conference

Vol. 106

発行日 2010 年 1 月 1 日

年 頭 所 感



新年明けましてお目出度うございます。皆様におかれては、良き新年を迎えられたことと存じます。ここに謹んでお慶び申し上げます。

さて、振り返りますと、昨年の家電業界は、一昨年来の世界同時不況ともいえる事態が継続し、全般的にはさえない状況が続いたのではないかとみられますが、薄型テレビなどはいわゆるエコポイントが需要を喚起した面があり、年後半にはそれなりの回復傾向となってきたのではないのでしょうか。

また、メーカー間、流通事業者間の競争の下、価格の低下は顕著であり、消費者の皆様にも相応のメリットがもたらされたものと思われま

す。このような中であって、(社)全国家庭電気製品公正取引協議会(家電公取協)におきましては、永年の重要課題であり、数年にわたって検討をしてまいりました小売業表示規約の変更について、一昨春秋以降、表示連絡会、変更認定申請、変更認定等の手続を経て、昨年 1 月から施行することとなりました。

また、大規模小売業告示・同運用基準の制定や家電ガイドラインの発出などによりまして、公正で自由な取引を推進する環境も一段と整備されてきた中で、家電公取協におきましても、これら告示・ガイドラインの内容に即しまして、いわゆるヘルパー派遣や取引条件の公正化に関して取り組むなど、関係法令の一層の遵守活動を推進してまいりました。

このような経緯を踏まえまして、今年あるいは近い将来の家電公取協の課題などについて二、三所感を申し述べさせていただきます。

(製造業部会について)

製造業部会におきましては、市場の状況の変化や法規制の進展等に沿うべく、表示規約の見直しを進め、平成 19 年に変更が実現いたしました。大幅な変更でないものの、本年度も引き続き、変更した内容も含めその内容の周知・徹底を図り、表示規約の趣旨を実現していくことが重要であると考えております。

また、昨今、激しい価格・品質競争下において少しでも他社との差別化を図る等のため、販売する商品について、「業界第一」等の訴求をする例が多くみられるところですし、世の動向に対応して特定の効能・効果を強調する表示もみられます。他方、ほとんど初歩的ともいえる誤記による不適切な表示も依然として散見されるところです。世上、「コンプライアンス」の重要性が指摘されていますが、ことさらコンプライアンスの問題を云々するまでもなく、自らを律する姿勢を保持しつつ、既存のルールの見直しなど時代の要請する新たな問題にも取り組んでいく必要があるかと存じます。

(小売業部会について)

昨年も通信販売を主たる販売手段とされる大手小売事業者を会員に迎え、益々小売業部会の活動の基盤が整ってまいりました。また、永年の懸案でありました小売業表示規約の変更が実現し、昨年 1 月から施行という状況に至っております。この 1 年の施行状況は、ほぼ良好であったかと思いますが、引き続き、会員への変更事項を含め表示規約の周知徹底を図って行く所存であります。

また、変更された部分も含め規約違反や違反のおそれのある事案に対して、厳正かつ効果的に対応するとともに、違反事例などについての情報を会員間で共有し、いわゆるモグウたたきの対応にならないようにすることが肝要かと存じます。

ところで、偽りの表示や安全にかかわる消費者問題が陸続として生じ、その対応措置としての消費者庁が昨年 9 月に発足し、消費者行政が一元化されることとなりました。消費者庁の発足後、当協議会に係る重大な問題は提起されてはおりませんが、引き続き、当局の手を煩わせることのないよう自律して行動するとともに、新たな消費者政策及び消費者政策実施体制に適切に対応していく所存であります。

また、公益法人改革に伴い、2013 年 12 月までに「公益社団法人」か「一般社団法人」のどちらかに移行する必要が生じております。新たな「公益社団法人」となるためには、組織、財務、運営の面で見直しや整備を図る必要がありますが、この際、これら各般の見直しを図ることにより、「公益」社団法人たるに相応しい体制にして公益性の認定を受けるべくその作業を推進していくこととしております。

このため、家電公取協全体としても、今一度、各関係委員会などにおいて、虚心坦懐に、家電公取協のあるべき姿や目指すミッションについて議論を深め、前例や従来の経緯に徒にとらわれることなく、真に必要な事業を、両部会の財務状況を勘案しつつ効果的・効率的に推進するという観点から見直しに取り組んで参りますので、会員の皆様の建設的な議論と貢献をお願い致します。

なお、これまで、色々な場で、また、色々な局面で、二つの「じりつ」すなわち、「自律」と「自立」が家電業界、特に小売業界において重要であると申し上げてきましたが、製造及び小売のそれぞれが、この二つの「じりつ」を推進して業界としての矜持を保持することが、取りも直さず、これらの課題への回答であるとも思われます。

厳しい経済環境がまだまだ続きそうではございますが、皆様方のご理解、ご支援をお願いし、また関係部会・委員会等での真摯な取り組みをお願い致します。最後になりましたが、関係の皆様方のご発展を祈念して、年頭の所感と致します。



専務理事 山木 康孝

2009年 家電公取協の動き

	家電公取協の動き	社会の動き
1月	・ 24年ぶりに小売業表示規約を一部変更 ・ 「小売業部会本部規約指導委員会」を開催	・ オバマ大統領就任(第44代)、米国史上初の黒人大統領誕生
2月	・ 「小売業部会運営委員会」を開催 ・ 「製造業部会食品表示セミナー」を開催 ・ 「製造業部会薬事法セミナー」を開催 ・ 「製造業部会独占禁止法セミナー」を開催 ・ 全国9会場で「小売業表示規約研修会」を開催(2～3月)	
3月	・ 「製造業部会広告表示セミナー」を開催 ・ 「製造業部会独占禁止法セミナー」を開催	・ 「定額給付金」の給付開始
4月	・ 「第27回製造業部会全国支部長会議」を開催 ・ 「第53回製造業部会理事会」を開催 ・ 「小売業部会本部規約指導委員会」を開催 ・ 「小売業部会運営委員会」を開催	・ 消費者契約法等が一部改正(景品表示法等にも消費者団体訴訟制度を導入) ・ 「エコカー減税」開始 ・ 新型インフルエンザの発症を確認(メキシコ、アメリカ)
5月	・ 「第32回景品規約遵守体制強化月間」を実施(5～7月)	・ 「エコポイント制度」開始 ・ 「裁判員制度」開始 ・ 消費者庁関連三法案が成立
6月	・ 「小売業部会本部規約指導委員会」を開催 ・ 「第19回小売業部会理事会」、「小売業部会運営委員会」を開催	・ 独占禁止法改正法案が成立
7月	・ 「第54回製造業部会理事会」を開催 ・ 「識別マーク着用全国調査」を実施 ・ 「第18回通常総会」を開催、役員改選に伴い、片山新会長のもと、新体制がスタート	・ 日本で46年ぶりに皆既日食を観測
8月		・ 第45回衆議院選挙で民主党圧勝、政権交代へ
9月	・ 「小売業部会本部規約指導委員会」を開催 ・ 「小売業部会運営委員会」を開催 ・ 「製造業部会全国支部活動連絡会議」を開催	・ 「消費者庁」が発足、景品表示法他29法が移管
10月	・ 「第33回景品規約遵守体制強化月間」を実施(10～12月) ・ 「第16回消費者懇談会」を開催、東京では3年振り ・ 「製造業部会広告委員会研修会」を開催 ・ 「製造業部会表示委員会研修会」を開催	・ 新型インフルエンザ国内で大流行 ・ 公正取引委員会が「排除型私的独占に関する指針」を公表
11月	・ 「小売業部会本部規約指導委員会」を開催 ・ 「小売業部会運営委員会」を開催	
12月	・ 「小売業部会チラシ調査」を実施 ・ 「製造業部会広告委員会・表示委員会合同研修会」を開催 ・ 「第55回製造業部会理事会」、「第9回営業本部長懇談会」を開催 ・ 「識別マーク着用全国調査」を実施	・ 公正取引委員会が「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」等を改定

製造業部会の動き

◎「第 55 回製造業部会理事会」を開催

平成 21 年 12 月 4 日（金）家電公取協において「第 55 回製造業部会理事会」を開催、内容は以下の通り。

1. 平成 21 年度上半期事業活動について

①全国支部活動連絡会議（9/16）及び第 16 回消費者懇談会（10/22）開催報告

②専門委員会活動状況報告

広告委員会	・表示規約違反被疑事案の処理 11 件 ・「提供する情報に『近接して』『明りょうに』前提条件を表示することに関する見解」の発出 等
表示委員会	・工業会自主基準 6 件の審議・承認 ・「ホームページ上の商品情報表示に関する表示における留意事項について」の改定、発出 等
景品委員会	・「第 32 回景品規約遵守体制強化月間」の実施 ・事例集の作成 等
小売規約関連委員会	・小売業支部運営の手引きの周知徹底への協力 ・「正しい表示 店頭キャンペーン」推進への協力 等
ヘルパー委員会	・識別マーク着用全国調査、首都圏地区着用実態調査の実施 ・メーカー説明員についての Web アンケートの実施 等
取引公正化推進研究会	・改正独占禁止法、消費者庁についての勉強会の実施 ・不当廉売ガイドライン改定案に対する意見提出 等

2. 公益法人制度改革への対応について 等

◎「第 9 回営業本部長懇談会」を開催

平成 21 年 12 月 4 日（金）家電公取協において「第 9 回営業本部長懇談会」が開催され、公正取引委員会取引企画課長 東出 浩一様より「不当廉売ガイドライン改定案」についてご講演頂いたほか、取引公正化推進研究会の活動報告が行われた。

◎広告委員会・表示委員会が合同で見学研修会を開催

日 程：平成 21 年 12 月 3 日（木）

場 所：花王株式会社 すみだ事業場

テ ー マ：CSR（企業の社会的責任）活動における先進的な企業の事例見学を通じ、環境・安全・社会貢献への取り組みやコンプライアンスについての見識を広め、自社の CSR 活動推進の参考とする。

参加人数：39 名

連結売上高 1 兆 2,800 億円、従業員数 33,745 名の花王株式会社。創業 122 年目を迎えた同社だが、環境や安全への対応をはじめ CSR 活動全般においても優れた取り組みがなされている。特に興味深かったのは生活者コミュニケーションセンターの活動である。年間 20 万件を超える消費者からの意見・苦情・要望に真摯に耳を傾け、その「声」を商品開発やサービス向上に役立てる「エコシステム」が充実していた。また、このシステムを使う側が「生活者目線」をもっていることも、“よきモノづくり”に繋がっていると感じられ、参加者からは「非常に有意義な研修会だった」との声が多く聞かれた。

小売業部会の動き

◎本部規約指導委員会を開催

平成 21 年 11 月 12 日（木）家電公取協において本部規約指導委員会が開催され、以下の通り審議・報告が行われた。

1. 平成 21 年度（3 月度）調査について

期間は平成 22 年 3 月 12 日～3 月 26 日とし、調査項目は 12 月度調査の結果を踏まえて選定することとした。

2. 措置結果報告

小売業表示規約 3 件、景品規約 1 件の規約違反被疑事案の措置結果が報告された。

◎運営委員会を開催

平成 21 年 11 月 20 日（金）家電公取協において運営委員会が開催され、平成 22 年度の会費（案）、公益法人制度改革への対応について審議されたほか、消費者懇談会開催報告等が行われた。

また、平成 21 年度のテーマ別消費者モニター研究会の開催についても検討が行われ、今後は運営委員会メンバー数名で構成するプロジェクトチームを設置し、テーマやスケジュールを検討することになった。

わたしの意見

当協議会では、登録された消費者モニターの方への定期的なアンケートを実施しています。
その際に寄せられたご意見を「消費者の生の声」として掲載します。

- ①ミニノートパソコンや携帯端末を購入する際、モバイル通信の契約を同時にすると100円などといった低価格で購入ができる販売方法をよく見かけます。月々の契約の支払いがあることや、解約違約金が2年以内は発生するなどの説明が、よく理解されないまま販売員の口頭説明でされるのは、お年寄りやパソコンの状況など理解されていない方には難しいのではないかと思います。もっと分かりやすい表示（短期間で解約したケース等）をしてほしいと思います。（国立市 主婦）
- ②最近チラシの文面も、他店との競争を強調するようには感じなくなった。安くなる対象商品の品番も明記しているのでわかりやすい。しかし、実際に店頭へ行くと二重三重に×がついて実際の売り値が全くわからないことが多い。店員にお尋ね下さいと言って呼ぶまでの時間を考えても、下調べするにもやりにくい。安くなることはありがたいことではあるが、非常にわかりにくいのは消費意欲をなくすことにもつながる。チラシでお客様を呼ぶことだけを重視せずに、店頭での価格表示も改善してほしい。また、メーカーからの応援社員は、自社製品についての説明はわかりやすいが、それ以外の製品についての知識が乏しいので考えてほしいと感じる。（横浜市 主婦）
- ③今疑問が多いのは「地デジ」です。店頭では「地デジになります」という表記は見かけるものの、テレビを購入しただけでは見られません。なので、店頭ではパネル等で「地デジ」を見るために必要なものや、用意するもの（分波器等）の案内をしてもらいたいと思いました。また、地元の電気屋さんならでは、この地域（町・市）のアンテナ受信は良い・普通・悪い等も教えて頂けるとうれしいと思います。（高槻市 会社員）
- ④エアコンを購入する際に店頭で、標準工事が含まれた料金が表示されていますが、標準工事がどの程度のものなのかは店員に聞かなくてはわかりません。景気の低迷ということもあり、店員が少なくて聞くのにも時間がかかります。どの程度のものか表示されていると、とてもありがたいです。（箕面市 主婦）

「虎ノ門」の由来

平成 22 年寅（虎）年を迎えて、家電公取協の所在地である「虎ノ門」の由来と干支について改めて調べてみました。

慶長年間（1600 年頃）に徳川家康により江戸城が大増築され、堀を渡る内外郭 36 門のひとつとして「虎ノ門」が造られました。門名の由来は、江戸城右手口（中国の四神思想の右白虎）に位置したためという説があり、江戸の町も四神思想（陰陽道）をもとに造られたと云われています。地名としての「虎ノ門」は昭和 13 年、地下鉄の虎ノ門駅開業から使われ始め、正式な地名になったのは昭和 24 年の土地区画整理以降だそうです。

虎ノ門交差点には虎のブロンズ像の虎ノ門記念碑があり、そこには、「虎、嶋（ぐう）を負うて八咫を嚳伏（しょうふく）する」（虎は、山を背にしてかまえると勇猛果敢にすべての悪神をひれ伏させる）と書かれ、「虎ノ門」の旧跡として永く保存されています。

今年の干支は庚寅（かのえとら、こういん）です。「寅」は伸ばす、草木が伸びる、という状態を表すそうで、庚寅には「物事があらたまり、新しい形にチェンジして動き出す」という意味があります。

一昨年からはじめた未曾有の不況もなかなか底が見えませんが、今年は地名と干支にあやかり、心機一転、変化に挑戦し伸び伸びと活動する年にしたいものです。



虎ノ門交差点の記念碑

＜編集後記＞

明けましておめでとうございます。恒例となった年毎の世相を表す漢字一文字、昨年は「新」が選ばれました。なるほどと思われましたが、「新」は言い方を変えれば起・承・転・結の「起」の字に通じます。さすれば今年は次に続く展開（「転」）に備えて方向性を誤らないように備える（「承」）年と言えるでしょう。家電公取協も 2011 年以降の公益社団法人化に向けての準備をスタート致しました。本年も家電公取協の事業活動に皆様のご理解とご支援を賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。（M・K）

社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-19-9
（虎ノ門 TBL ビルディング 2 階）

TEL (03) 3591-6023 FAX (03) 3591-6032

<http://www.eftc.or.jp>

編集・発行人：真柄秀敏